

障害福祉サービス利用料金表

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）（1単位：10円）

【居宅介護支援】

イ 居宅における身体介護

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256単位	404単位	587単位	669単位
2時間以上 2時30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (916単位に30分増す毎に)	
754単位	837単位	83単位	

ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256単位	404単位	587単位	669単位
2時間以上 2時30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (921単位に30分増す毎に)	
754単位	837単位	83単位	

ハ 家事援助

30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
106単位	153単位	197単位	239単位
1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (311単位に15分増す毎に)		
275単位	35単位		

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

30分未満	30分以上 1時間未満
106単位	197単位
1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 (345単位に30分増す毎に)
275単位	69単位

- ・ 初回加算（初回のみ月1回）・・・200単位
 - ・ 緊急時対応加算（月2回限度）・・・1回につき100単位
- 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・・1月あたりの総単位数に34.7%加算されます。

別表

【重度訪問介護】

1 時間未満	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満
1 8 6 単位	2 7 7 単位	3 6 9 単位	4 6 1 単位
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満 (8 2 1 単位 3 0 分増す毎に)
5 5 3 単位	6 4 4 単位	7 3 6 単位	8 5 単位

- ・ 初回加算（初回のみ月 1 回）・・・ 2 0 0 単位
 - ・ 緊急時対応加算（月 2 回限度）・・・ 1 回につき 1 0 0 単位
 - ・ 移動介護緊急時支援加算・・・ 1 日につき 2 4 0 単位
 - ・ 入院時支援連携加算（入院前 1 回限度）・・・ 1 回につき 3 0 0 単位
- 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・・1 月あたりの総単位数に 2 7. 3 % 加算されます。

- 事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。
- 2 人の従業者がサービスを行う必要がある場合は 2 倍の料金になります。
- 夜間・早朝加算…夜間(午後 6 時から 1 0 時まで)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 2 5 % 加算されます。
- 深夜加算…深夜(午後 1 0 時から午前 6 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 5 0 % 加算されます。